スラッシュアップシリーズ 1

「公的年金」

年金生活者 支援給付金について



社会保険労務士

富樫 裕(とがしゆたか)

プロフィール・

2011年より年金相談センターの相談員となり、今年で11年目となる。この間、毎年4,000件近い年金相談を受ける。その経験を活かし、相談員の傍ら年金関連専門誌への寄稿、及び年金相談員育成のための講師も務めている。

1. 年金生活者支援給付金とは

年金生活者支援給付金(以下「支援給付金」という)は、所得の低い年金受給者を対象に年金給付に加えて支給するものとして、2019年10月より施行されました。同時期に消費税率の引き上げも実施されていることから、増税による負担が所得の低い年金受給者の生活に多大な影響を及ぼさないよう支援する福祉的な目的があり、年金給付とは少し取り扱いが異なることも特徴となっています。

2. 年金生活者支援給付金の種類と 支給要件

支援給付金は、①老齢年金生活者支援給付金、②補足的老齢年金生活者支援給付金、③障害年金生活者支援給付金、④遺族年金生活者支援給付金、④遺族年金生活者支援給付金の4種類に分類され、それぞれ対応した種類の基礎年金を受給している人が対象となります。支給要件についても、右頁の表の通り各種支援給付金によって異なります。

【①老齢年金生活者支援給付金】(以下 「老齢給付金」という)

老齢給付金は、65歳以上で老齢基礎年金を受給している人が対象です。 従って、老齢基礎年金を繰り上げ受給していても、65歳前から支給される ことはありません。前年の公的年金等の収入には、遺族年金や障害年金は含みませんので、たとえ高額の遺族年金を受給していても、自身の老齢年金とその他の所得が基準額以内で非課税世帯であれば、老齢給付金は支給されます。また、表中の所得基準額は、毎年度見直しされることとなっており、令和4年度においては78万1,200円となっています。

支給金額は、その人の保険料納付月 数及び免除月数に基づいて算出されますので、これらの月数が多い人ほど、 支給される金額も多くなります。参考 までに、保険料納付月数が480月の人 は月額5,020円(令和4年度価格)と なっています。

【②補足的老齢年金生活者支援給付金】 (以下「補足給付金」という)

補足給付金は、老齢給付金の所得要件をわずかに満たさなかった人に対して支給します。これは、老齢給付金の所得要件を満たした人が、わずかに満たさなかった人の収入を逆転することがないように設けられたものです。

表中の補足的所得基準額は、老齢給付金における所得基準額に10万円を加えた額と決まっていますので、令和4年度においては88万1,200円です。この金額にも遺族年金や障害年金の収

入は含めません。

支給金額は保険料納付月数によって 算出されますが、一定の調整率が乗じ られ老齢給付金よりも少なくなる仕組 みとなっています。

【③障害年金生活者支援給付金】(以下 「障害給付金」という)

障害給付金は、障害基礎年金受給者 及び障害厚生年金2級以上の受給者が 対象になります。支給要件は前年の所 得金額のみで審査し、非課税世帯であ る必要はありません。

支給金額は障害等級によって定額となっており、1級の障害基礎(または厚生)年金受給者は令和4年度価格で月額6,275円、2級は月額5,020円です。

【④遺族年金生活者支援給付金】(以下 「遺族給付金」という)

遺族給付金は遺族基礎年金受給者が 対象となります。遺族基礎年金は、18 歳になった年度の3月31日までにあ る子、または20歳未満で障害年金の 障害等級1級または2級の状態にある 子がいることが発生要件となっていま すので、この給付金の受給対象者は必 然的に多くはありません。遺族厚生年 金と混同しないよう注意が必要です。

支給要件は障害給付金と同様であり、支給金額は令和4年度価格で一律

<表>

		【各種支援給付金の支給要件】
給付金種別	対象となる年金	支 給 要 件
老齢給付金	老齢基礎年金 (65歳以上に限る)	●「前年の公的年金等の収入金額+前年の所得」の合計額が、 所得基準額 (78万1,200円 令和4年度価格)以下である こと。 ●非課税世帯であること。
補足給付金	老齢基礎年金 (65歳以上に限る)	 ●「前年の公的年金等の収入金額+前年の所得」の合計額が、 補足的所得基準額(88万1,200円 令和4年度価格)以下 であること。 ●所得基準額を超えているため、老齢給付金は受給できない こと。 ●非課税世帯であること。
障害給付金	障害基礎年金	前年の所得額が「472万1,000円+扶養親族数×38万円」以 下であること。 (老人扶養親族は48万円、特定扶養親族は63万円になる)
遺族給付金	遺族基礎年金	障害給付金と同様

月額5.020円となっています。

3. 支援給付金の支給サイクル

支援給付金は、原則、請求書を提出した翌月分から支給され、翌年9月まで支給されます。毎年9月になると市町村等からの情報提供により、前年の所得等の審査が行われ、引き続き支給要件に該当していれば10月以降も継続して支援給付金は支給されます。このように、支援給付金は10月から翌年9月までを1つのサイクルとします。このため、請求時の所得等の審査は、1月分から9月分に関しては前々年の所得等、10月分から12月分に関しては前年の所得等で審査されます。

4. 支援給付金の手続き方法

各種支援給付金は、厚生労働大臣に その受給資格及び給付金額について認 定の請求をしなければなりませんの で、年金生活者支援給付金請求書を年 金事務所に提出する必要があります。 この請求書は年金事務所および日本年 金機構ホームページ上からも入手する ことができる他、65歳で初めて老齢 年金の手続きをする人には、事前に送 付されるターンアラウンド式年金請求 書にも同封されています。

また、65歳前から支給される特別 支給の老齢厚生年金を受給している人 は、65歳誕生月に支援給付金請求書 を兼ねた年金請求書(いわゆる65歳 はがき)が送付されますので、それを 返信することで請求できます。

しかし、支給要件判定の審査は、請求受付後に市町村等からの情報提供をもとに日本年金機構で実施しますので、請求すれば必ず支給されるわけではありません。また、原則、請求における添付書類は不要ですが、何らかの理由で市町村等から情報提供を受けられなかった場合は、所得等の証明書の提出を求められることもあります。

5. 支援給付金の請求時期

支援給付金は基礎年金を受給していることが条件ですから、老齢、障害または遺族にかかる基礎年金請求書(65歳はがき含む)を提出する際に、支援給付金請求書も同時に提出します。

前年の所得等が下がり、新たに支給 要件を満たすようになった人は、その 年の9月に支援給付金請求書を提出し ます。また、世帯構成変更にともない 非課税世帯になったことにより、新たに支給要件を満たす場合は、世帯変更があった月に支援給付金請求書を提出します。前者の場合は、日本年金機構から請求の勧奨が届きますが、後者は届きません。提出が遅れると、その分支給開始月が遅れる可能性もありますので、請求者自身が請求時期を理解しておく必要があります。特に、課税されている人が死亡した時は、遺族厚生年金の手続きとともに、支援給付金の請求にも留意したいところです。

6. 今後の支援給付金

このように、支援給付金は年金制度と密接に関わっていますが、冒頭でも申しました通り福祉的な給付ですので、原則、遡って支給されない点が、受給権が発生した時に遡って支給される年金とは異なるところです。このため、日本年金機構では請求漏れを防ぐため、施行から現在までいろいろな経過措置や勧奨を実施してきました。

令和4年度現在においては、市町村からの情報提供により、次サイクルにおいて新たに支援給付金の支給要件を満たすことが判明した基礎年金受給者に対して、簡易な給付金請求書を送付し請求の勧奨をするほか、未提出者には再勧奨も行います。また、基礎年金の受給権発生後3か月以内、または指定された期日までに簡易的な給付金請求書を提出すれば、例外的に遡及して受給することもできます。今後もさらに措置が加えられる可能性がありますので、その動向には注目していく必要があります。

支援給付金の支給額は決して大きな 金額ではありませんが、年金収入のみ で生活している受給者にとっては重要 な支援となりますので、適切に手続き ができるよう理解を深めておくことが 望まれます。